

■申請方法	教育職員免許法 別表第6
■取得内容	養護教諭免許状について、 実務経験を活かして2種免許状を1種免許状（1種免許状を専修免許状）に 上進する場合
■主な取得要件	2種（又は1種）免許状を取得した <u>後</u> の、 <u>養護（助）教諭</u> としての実務経験と 修得した単位

	申請必要書類	備 考										
1	教育職員検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。										
2	①人物・身体検定に関する証明書 （申請日時点で現職の教員の方） 【証明日から <u>3か月以内のもの</u> 】 ②身体に関する証明書 （申請日時点で現職の教員ではない方） 【証明日から <u>1年以内のもの</u> 】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長（学校長）又は実務証明責任者（市町村教育委員会等）から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。										
3	実務に関する証明書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長（学校長）及び実務証明責任者から証明を受けてください。（所属長→実務証明責任者の順で証明を受けること。）										
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■必要な実務経験年数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。</td> </tr> <tr> <td>取得しようとする免許状と実務経験</td> <td rowspan="3">・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、非常勤講師の経験は含めることができません。</td> </tr> <tr> <td>専修免許状</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>1種、2種免許状</td> <td>3年以上</td> </tr> </table>		■必要な実務経験年数		養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。		取得しようとする免許状と実務経験	・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、非常勤講師の経験は含めることができません。	専修免許状	3年以上	1種、2種免許状	3年以上
■必要な実務経験年数												
養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。												
取得しようとする免許状と実務経験	・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、非常勤講師の経験は含めることができません。											
専修免許状		3年以上										
1種、2種免許状		3年以上										
4	学力に関する証明書	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。（例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要）										
5	宣誓書（現職の教員の方は不要）	・大阪府ホームページからダウンロードできます。										
6	すでに教員免許状をお持ちの方は全ての教員免許状の原本とコピー（紛失している場合は授与証明書の原本）											
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 （申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合のみ。） 【発行日から <u>6か月以内のもの</u> 】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。（発行の仕方など詳細は役所に問い合わせてください。）										
8	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。										
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス*（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP) 大阪府庁（本庁）の手数料納付窓口について」をご覧ください。										